

## 委員会提出議案第2号

在日米国軍による事件・事故の再発防止と軍関係者の徹底した綱紀肅正を求める意見書

本年2月、沖縄県において、同地に駐留する米国海軍に属する軍人による少女に対する痛ましい事件が発生しました。

当該事件は、被害者側の告訴の取下げにより不起訴処分とされましたが、同様の凶悪事件や、あるいは米軍関係の航空機や軍事演習などにより市民を巻き込んだ事故が、駐留米軍施設・区域の所在する国内各地を中心に、これまで幾度となく繰り返されてきました。

本年8月には、さいたま市において、第20回国連軍縮会議が開催されます。

この会議は、軍備の縮小・削減・廃絶や大量破壊兵器の不拡散に関する内外専門家、外交関係者などによる国際平和や安全保障の議論の場として、平成元年から毎年日本の都市で開催されており、国際社会の一員としてその平和と安全を希求する本市の姿勢を広く訴え、国際的視野に立った行政展開の第一歩を踏み出すにふさわしいものです。と同時に、すべての市民の安心で安全な生活を堅守していく立場にある地方自治体としての観点からも、大変意義のあるものです。

米国は、我が国の安全への寄与と極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するという目的で軍人や軍属を駐留させていますが、同じ国際社会の一員として、その目的とはかけ離れた、我が国の市民の安心と安全を脅かす行為が繰り返されることは、市民の平和な生活を守る責務を有する立場から、およそ許せるものではありません。

以上のことから、国においては、米軍当局に対して、これまでの多くの米軍関係の事件・事故について強く抗議するとともに、確実な再発防止策の実行と徹底した綱紀肅正の達成を得ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年5月16日提出

さいたま市議会総務委員会  
委員長 萩原章弘